16	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第3項）	道路管理者仁淀川町
17	特殊車両許可等（道路法第47条の2第1項及び第2項、第5項）	道路管理者仁淀川町
18	車両の通行に関する措置（道路法第47条の4）	道路管理者仁淀川町
19	通行の制限・禁止の場合における道路標識の設置（道路法第47条の5）	道路管理者仁淀川町
20	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の8第1項）	道路管理者仁淀川町
21	利便施設協定の締結・管理（道路法第48条の17第1項）	道路管理者仁淀川町
22	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の2第1項）	道路管理者仁淀川町
23	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第1項）	道路管理者仁淀川町
24	長時間放置車両の移動、保管等（道路法第67条の2）	道路管理者仁淀川町
25	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条）	道路管理者仁淀川町
26	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者仁淀川町
27	道路の新設・改築に伴う損失補償等（道路法第70条）	道路管理者仁淀川町
28	監督処分（道路法第71条第1項から第3項前段）	道路管理者仁淀川町
29	限度超過車両に関する報告、立入検査（道路法第72条の2第1項）	道路管理者仁淀川町
30	許可の条件等の付与（道路法第87条第1項）	道路管理者仁淀川町
31	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第4項）	道路管理者仁淀川町
32	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者仁淀川町
33	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の2）	道路管理者仁淀川町
34	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第7条第2項）	道路管理者仁淀川町
35	車両の通行方法の制限（車両制限令第10条第2項）	道路管理者仁淀川町
36	他の道路の指定（車両制限令第11条第1項）	道路管理者仁淀川町
37	特殊な車両の認定（車両制限令第12条）	道路管理者仁淀川町

国会事項

衆　議　院

質問書提出

八月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省ＨＰから歴史問題ページが削除された件に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

八月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ＴＰＰ交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

八月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第五条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の変更の報告

参　議　院

議案送付（予備審査）

八月二十五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介外十一名発議）

答弁書受領

八月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三提出「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問に対する答弁書（第二四二号）

参議院議員牧山ひろえ提出米国家安全保障局の盗聴疑惑についての真相解明に関する質問に対する答弁書（第二四三号）

参議院議員牧山ひろえ提出米国家安全保障局の盗聴疑惑に対する今後の取組に関する質問に対する答弁書（第二四四号）

参議院議員小見山幸治提出パチンコ営業者の株式公開に関する質問に対する答弁書（第二四五号）

報告書提出

八月二十五日委員長から次の報告書を提出した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第八号）審査報告書

報告書受領

八月二十五日内閣から、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第五条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の変更の報告を受領した。

人事異動

内　閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
　経済産業大臣宮沢洋一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　山本　早苗（高市　早苗）
　内閣府特命担当大臣宮沢洋一海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上八月二十二日）
○経済産業大臣臨時代理解職
　国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
　経済産業大臣宮沢洋一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　山本　早苗（高市　早苗）
　内閣府特命担当大臣宮沢洋一帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる